

入札心得

1 入札

- 1 入札参加者は、実施要領等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札書、委任状は、所定の様式に必要事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- 3 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。
委任状のない入札は、無効となる。
委任状には、法人代表者の実印（印鑑登録届出印）と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- 4 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 6 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 7 入札の時刻に出席しない者の入札は、認めない。
- 8 天災その他やむを得ない理由があるとき、公正な入札が行われないと認められるとき、又は入札者が入札条件に反したときは、入札を延期し、若しくは取り消すことがある。

2 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 1 入札に参加する資格のない者がした入札
- 2 委任状を持参しない代理人がした入札
- 3 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- 4 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- 5 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- 6 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- 7 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- 8 入札書に記名押印（代表者印は印鑑登録届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- 9 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- 10 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- 11 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- 12 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度（3 回目の場合は、初度及び 2 回目）の入札に参加の者がした入札
- 13 郵送による入札
- 14 その他入札に関する条件に違反した入札

3 落札候補者の決定

- 1 入札を行った者のうち、予定価格以上の最高の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
- 2 落札候補者の入札が無効であることが判明したときは、次順位の者を落札候補者とする。以降、同様に入札が無効となった者の次順位の者を落札候補者とする。
- 3 入札執行回数は、3 回までとする。
- 4 落札者には落札決定通知書によりその旨を通知する。

4 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

5 入札の取りやめ等

入札参加者が談合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。